三　介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬の費用
　医科点数表第２章第６部注射通則第６号に規定する外来化学療法加算
　医科点数表区分番号Ｇ０００に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射（医科点数表第２章第６部注射通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。）
　医科点数表区分番号Ｇ００１に掲げる静脈内注射（保険医療機関の保険医が平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第十三条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設（以下「療養病床から転換した介護老人保健施設」という。）に赴いて行うもの又は医科点数表第２章第６部注射通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。）
　医科点数表区分番号Ｇ００２に掲げる動脈注射（医科点数表第２章第６部注射通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。）
　医科点数表区分番号Ｇ００３に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入（医科点数表第２章第６部注射通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。）
　医科点数表区分番号Ｇ００３－３に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入（医科点数表第２章第６部注射通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。）
　医科点数表区分番号Ｇ００４に掲げる点滴注射（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うもの又は医科点数表第２章第６部注射通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。）
　医科点数表区分番号Ｇ００５に掲げる中心静脈注射（医科点数表第２章第６部注射通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。）
　医科点数表区分番号Ｇ００６に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈栄養（医科点数表第２章第６部注射通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。）
　エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）の費用
　ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）の費用
　抗悪性腫瘍剤（医科点数表第２章第６部注射通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定する注射に係るものに限る。）の費用
　疼痛コントロールのための医療用麻薬の費用
　インターフェロン製剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）の費用
　抗ウイルス剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はＨＩＶ感染症の効能又は効果を有するものに限る。）の費用
　血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の費用
四　介護老人保健施設入所者について算定できないリハビリテーション
　別表第十二第二号に掲げるリハビリテーション
五　介護老人保健施設入所者について算定できない処置
　別表第十二第三号に掲げる処置
六　介護老人保健施設入所者について算定できない手術
　別表第十二第四号に掲げる手術
七　介護老人保健施設入所者について算定できない麻酔
　別表第十二第五号に掲げる麻酔

第十七　経過措置

　平成二十四年三月三十一日において現に基準調剤加算に係る届出を行っている保険薬局については、平成二十四年六月三十日までの間に限り、第十五の一の⑴のハに該当するものとみなす。

別表第一　特定疾患療養管理料並びに処方料及び処方せん料に規定する疾患

結核
悪性新生物
甲状腺障害
処置後甲状腺機能低下症
糖尿病
スフィンゴリピド代謝障害及びその他の脂質蓄積障害
ムコ脂質症
リポ蛋白代謝障害及びその他の脂（質）血症
リポジストロフィー
ローノア・ベンソード腺脂肪腫症
高血圧性疾患
虚血性心疾患
不整脈
心不全
脳血管疾患
一過性脳虚血発作及び関連症候群
単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎
詳細不明の慢性気管支炎
その他の慢性閉塞性肺疾患
肺気腫
喘息
喘息発作重積状態
気管支拡張症
胃潰瘍
十二指腸潰瘍
胃炎及び十二指腸炎
肝疾患（経過が慢性なものに限る。）
慢性ウイルス肝炎
アルコール性慢性膵炎
その他の慢性膵炎
思春期早発症
性染色体異常

別表第二　特定疾患治療管理料に規定する疾患等

一　特定薬剤治療管理料の対象患者
⑴　テオフィリン製剤を投与している患者
⑵　不整脈用剤を投与している患者
⑶　ハロペリドール製剤又はブロムペリドール製剤を投与している患者
⑷　リチウム製剤を投与している患者
⑸　免疫抑制剤を投与している患者
⑹　サリチル酸系製剤を投与している若年性関節リウマチ、リウマチ熱又は関節リウマチの患者
⑺　メトトレキサートを投与している悪性腫瘍の患者
⑻　アミノ配糖体抗生物質、グリコペプチド系抗生物質又はトリアゾール系抗真菌剤を投与している入院中の患者
⑼　イマチニブを投与している患者
⑽　⑴から⑼までに掲げる患者に準ずるもの